

# 「東京ふるさと滝根会」会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、「東京ふるさと滝根会」（以下「本会」という。）と称し、事務所を田村市滝根行政局市民課（田村市滝根町神俣字関場118番地）に置く。

(組 織)

第2条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 滝根町外に在住する滝根町出身者とその家族。

(2) 本会の趣旨に賛同する個人及び法人等。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦交流及び情報交換を図りながら、郷土の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦交流に関する事。

(2) 会員相互及び田村市滝根町との情報交換に関する事。

(3) その他、目的達成に必要な事。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 幹事 若干名

(4) 監事 2名

(5) 事務局 3名

(6) 会計 1名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

(3) 幹事は、事業運営上必要な総合的執行に当たる。

(4) 監事は、会計を監査する。

(5) 事務局は、本会の事務を処理する。また、田村市滝根行政局との連絡に当たる。

(6) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(役員を選出)

第7条 本会の役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは補充することができる。ただし、補充による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その仕事満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(顧問)

第9条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において推薦し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務について会長の相談に応える。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、役員会で必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
  - (1) 事業計画及び予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び決算に関すること。
  - (3) 会則の改廃に関すること。
  - (4) その他必要と認める事項
- 3 役員会は、必要に応じて開催する。
- 4 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、総会においては副会長が議長を行う。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は年額3,000円とする。ただし、夫婦会員の場合は、1名分を免除する。
- 3 会費は、毎年度12月末日までに指定の口座に振り込むものとする。
- 4 会計の収支は、監査を受け、総会に報告し承認を受けなければならない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第13条 この会則の改廃には、総会の承認を必要とする。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定めることができる。

第15条 会員で、会の体面を毀損する行為があったと認めるときは、役員会の議を経てこれを除名することができる。

附則

- 1 この会則は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 設立時における役員の任期は、第8条の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。

附則 この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この会則は、平成28年4月1日から施行する。